

## <報道発表資料>

令和4年9月26日

### 「埼玉県青少年健全育成・支援プラン（案）」に対する県民コメント （意見募集）の実施について

埼玉県では、青少年の健全育成・支援に関する施策を総合的に推進するため「埼玉県青少年健全育成・支援プラン」を策定しています。

現行計画が今年度で終了するため、令和5年度を初年度とする新たなプランの策定を進めています。

このたび、「埼玉県青少年健全育成・支援プラン（案）」（以下「本プラン」という。）を取りまとめましたので、県民の皆様の御意見を募集します。

#### 1 計画の概要

##### （1）計画策定の趣旨

子供・若者が誰一人取り残されず、夢や希望を持って健やかに成長し、持てる能力を生かし自立・活躍できるよう、地域全体で支えていくことが重要です。

社会総掛かりで子供・若者の健やかな成長に向けた取組が一層推進されるよう、本プランを策定します。

##### （2）計画の期間

令和5年度～令和9年度

#### 2 意見の募集期間

令和4年9月27日（火曜日）～10月26日（水曜日）（必着）

#### 3 資料の入手方法

埼玉県のホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0307/plan-ikenbosyu.html>

また、次の窓口で閲覧、配布を行います。

・埼玉県県民生活部青少年課（県庁衛生会館3階） 平日8時30分～17時15分  
電話 048-830-2905

・埼玉県の各地域振興センター・事務所 平日8時30分～17時15分

南部	電話 048-256-1110	南西部	電話 048-451-1110
東部	電話 048-737-1110	県央	電話 048-777-1110
川越比企	電話 049-244-1110	西部	電話 04-2993-1110
利根	電話 048-555-1110	北部	電話 048-524-1110
秩父	電話 0494-24-1110	東松山事務所	電話 0493-24-1110
本庄事務所	電話 0495-24-1110		

- ・埼玉県県政情報センター（県庁衛生会館1階） 平日9時～17時  
電話 048-824-2111（代）（内線2890）

#### 4 意見の提出方法

##### (1) 記載事項

ア 個人で御提出いただく場合

住所、氏名、御意見、県外在住の場合は通勤・通学する市町村名

イ 法人、その他の団体で御提出いただく場合

主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、御意見

※住所、氏名（法人等の場合は主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）は必ず記載してください。

##### (2) 提出方法

郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出してください。

電話等による口頭での意見はお受けできませんので、御了承ください。

ア 郵便の場合

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県県民生活部青少年課 企画・非行防止担当あて

イ ファクシミリの場合

FAX：048-830-4754

ウ 電子メールの場合

E-mail a2905-05@pref.saitama.lg.jp

※郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれの場合も、件名を「青少年健全育成・支援プラン」としてください。

※意見を提出できるのは、県内に住所を有する個人、法人、団体及び県内への通勤・通学者です。

※御意見については、資料巻末の様式を御利用いただくか、任意の書面により「4（1）記載事項」を必ず記載し、御提出ください。

#### 5 意見の取扱い

(1) 県民の皆様の御意見をいただき、県議会の議決を経て計画を策定します。

(2) いただいた御意見の概要と、それに対する県の考え方などを公表します。なお、類似の御意見については、まとめて公表することがあります。

(3) 個々の意見に対する個別回答や提出いただいた書類等の返却はいたしませんので御了承ください。

#### 6 問い合わせ先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県県民生活部青少年課 企画・非行防止担当

電話 048-830-2905（直通）

FAX 048-830-4754

E-mail a2905-05@pref.saitama.lg.jp